

○高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱	高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱
<p style="text-align: right;">制定 平成23年 4月 1日</p> <p style="text-align: right;">改正 平成23年 8月10日</p> <p style="text-align: right;">改正 平成24年 4月 1日</p> <p style="text-align: right;">改正 平成24年12月17日</p> <p style="text-align: right;">改正 平成25年 4月 1日</p> <p style="text-align: right;">改正 平成26年 3月19日</p> <p style="text-align: right;">改正 平成26年11月25日</p> <p style="text-align: right;">改正 平成27年 4月 1日</p> <p style="text-align: right;">改正 平成27年 9月14日</p> <p style="text-align: right;">改正 平成28年 4月 1日</p> <p style="text-align: right;">改正 平成28年11月15日</p> <p style="text-align: right;">改正 平成29年 4月 1日</p> <p style="text-align: right;">改正 平成29年 9月19日</p> <p style="text-align: right;">改正 平成30年 4月 1日</p> <p style="text-align: right;">改正 平成31年 4月 1日</p> <p style="text-align: right;">改正 令和2年 4月 1日</p> <p style="text-align: right;">改正 令和2年12月 1日</p> <p style="text-align: right;">改正 令和4年 3月 1日</p>	<p style="text-align: right;">制定 平成23年 4月 1日</p> <p style="text-align: right;">改正 平成23年 8月10日</p> <p style="text-align: right;">改正 平成24年 4月 1日</p> <p style="text-align: right;">改正 平成24年12月17日</p> <p style="text-align: right;">改正 平成25年 4月 1日</p> <p style="text-align: right;">改正 平成26年 3月19日</p> <p style="text-align: right;">改正 平成26年11月25日</p> <p style="text-align: right;">改正 平成27年 4月 1日</p> <p style="text-align: right;">改正 平成27年 9月14日</p> <p style="text-align: right;">改正 平成28年 4月 1日</p> <p style="text-align: right;">改正 平成28年11月15日</p> <p style="text-align: right;">改正 平成29年 4月 1日</p> <p style="text-align: right;">改正 平成29年 9月19日</p> <p style="text-align: right;">改正 平成30年 4月 1日</p> <p style="text-align: right;">改正 平成31年 4月 1日</p> <p style="text-align: right;">改正 令和2年 4月 1日</p> <p style="text-align: right;">改正 令和2年12月 1日</p> <p style="text-align: right;">改正 令和4年 3月 1日</p>
<p><u>改正 令和4年 3月25日</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>第1条～第15条 (略)</p>	<p>第1条～第15条 (略)</p>

○高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
附則 (略)	附則 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 <u>この要綱は、令和4年4月1日から施行する。</u>	<u>(新設)</u>

○高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新		旧	
別表第1～別表第9（略） 別表第10		別表第1～別表第9（略） 別表第10	
別表第10（第3条関係）		別表第10（第3条関係）	
民間賃貸住宅型		民間賃貸住宅型	
補助事業名	空き家活用費補助事業	補助事業名	空き家活用費補助事業
補助事業者	市町村	補助事業者	市町村
補助対象経費	空き家の所有者、その所有者から空き家を借り受ける個人又は特定非営利活動法人等（注1）が、住宅確保要配慮者等の居住に使用する住宅として活用するために行う改修設計、改修工事等に要する経費	補助対象経費	空き家の所有者、その所有者から空き家を借り受ける個人又は特定非営利活動法人等（注1）が、住宅確保要配慮者等の居住に使用する住宅として活用するために行う改修設計、改修工事等に要する経費
	限度額		限度額
	2,700,000円/戸		1,857,000円/戸
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの	補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの
	①改修後の上部構造評点が1.0以上である等、耐震性が確保されているもの ②個人が所有する空き家であること ③事業完了後10年間以上、住宅確保要配慮者の居住等に使用するもの及び空き家バンク等（注2）に登録するもの ④空き家を借り受ける者が間接補助事業者等となる場合は、改修工事等の実施と原状回復義務の免除について所有者が同意しているもの ⑤対象となる空き家に、明らかな法令違反がないこと（ただし、改修工事等に伴い、法令違反を是正する場合を除く。）		①改修後の上部構造評点が1.0以上である等、耐震性が確保されているもの ②個人が所有する空き家であること ③事業完了後10年間以上、住宅確保要配慮者の居住等に使用するもの及び空き家バンク等（注2）に登録するもの ④空き家を借り受ける者が間接補助事業者等となる場合は、改修工事等の実施と原状回復義務の免除について所有者が同意しているもの ⑤対象となる空き家に、明らかな法令違反がないこと（ただし、改修工事等に伴い、法令違反を是正する場合を除く。）
補助率	3分の1以内かつ市町村の負担する額の2分の1以内	補助率	3分の1以内かつ市町村の負担する額の2分の1以内
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。		補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。
<p>（注1）空き家の所有者から空き家を借り受ける特定非営利活動法人又は営利を目的とせず、住宅確保要配慮者等への居住等支援をしている団体（任意団体を除く。）</p> <p>（注2）高知県居住支援協議会のホームページ、補助を行う市町村の空き家バンク※（a）又は「高知で暮らす。お家を探すねっと」※（b）</p> <p>※（a） 地方公共団体が住民から空き家の登録を募り、空き家の利用を希望する人に物件情報をインターネット等を通じて提供する制度</p> <p>※（b） 公益社団法人全日本不動産協会高知県本部、公益社団法人高知県宅地建物取引業協会、高知県内の市町村及び高知県が協力し、高知県内の市町村へ移住を希望する人向けに、空き家等の不動産情報を集めて発信するための専用ホームページ</p>		<p>（注1）空き家の所有者から空き家を借り受ける特定非営利活動法人又は営利を目的とせず、住宅確保要配慮者等への居住等支援をしている団体（任意団体を除く。）</p> <p>（注2）高知県居住支援協議会のホームページ、補助を行う市町村の空き家バンク※（a）又は「高知で暮らす。お家を探すねっと」※（b）</p> <p>※（a） 地方公共団体が住民から空き家の登録を募り、空き家の利用を希望する人に物件情報をインターネット等を通じて提供する制度</p> <p>※（b） 公益社団法人全日本不動産協会高知県本部、公益社団法人高知県宅地建物取引業協会、高知県内の市町村及び高知県が協力し、高知県内の市町村へ移住を希望する人向けに、空き家等の不動産情報を集めて発信するための専用ホームページ</p>	

新

別表第11～別表第12（略）

別表第13

別表第13（第3条関係）

補助事業名	家具等安全対策支援事業
補助事業者	市町村
補助対象経費	住宅の所有者等及び市町村が行う家具等の転倒防止、収納物の落下等防止、ガラスの飛散防止、及び感震ブレーカーの設置に要する経費
	限度額
	32,000円／戸
	安全対策に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する。
補助要件	ガラスの飛散防止については、次に掲げる事項の全てに該当するもの。 <ul style="list-style-type: none"> 既存ガラスの種別が、合わせガラス等の飛散の恐れのないものではないこと。 飛散防止対策として施工する「飛散防止フィルム」は、JISA5759のガラス飛散防止性能（記号A、記号B）を満足するものであること。
	感震ブレーカーの設置については、次に掲げる事項の全てに該当するもの。 <ul style="list-style-type: none"> 感震ブレーカーとは、地震により感震センサーが揺れを感知し、又はおもりの落下によりブレーカーを落として電力供給を遮断する等、地震時、もしくは地震後の通電による電気火災の抑止のため有効に作動する機器をいい、それを内蔵する機器も含む。 感震ブレーカーを地震時の電気火災の抑止のため有効に作動するよう設置を行うもの。
補助率	4分の1以内
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。

旧

別表第11～別表第12（略）

別表第13

別表第13（第3条関係）

補助事業名	家具等安全対策支援事業
補助事業者	市町村
補助対象経費	住宅の所有者等及び市町村が行う家具等の転倒防止、収納物の落下等防止、及びガラスの飛散防止に要する経費
	限度額
	32,000円／戸
	安全対策に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する。
補助要件	ガラスの飛散防止については、次に掲げる事項の全てに該当するもの。 <ul style="list-style-type: none"> 既存ガラスの種別が、合わせガラス等の飛散の恐れのないものではないこと。 飛散防止対策として施工する「飛散防止フィルム」は、JISA5759のガラス飛散防止性能（記号A、記号B）を満足するものであること。
補助率	4分の1以内
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。

新	旧
<p>別表第14 (略)</p> <p>点検表1～2 (略)</p> <p>測定基準表1～3 (略)</p> <p>別添 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>別記第1号様式～第2号様式 (略)</p> <p>別記第1号様式、別紙1～2 第2号様式、別紙1～2 (略)</p> <p>第3号様式～第4号様式 (略)</p> <p>第5号様式、第5号様式 別紙1～10 (略)</p> <p>第6号様式、第6号様式 別紙1～10 (略)</p> <p>第7号様式 (略)</p> <p>第8号様式、第8号様式 別紙1～3 (略)</p>	<p>別表第14 (略)</p> <p>点検表1～2 (略)</p> <p>測定基準表1～3 (略)</p> <p>別添 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>別記第1号様式～第2号様式 (略)</p> <p>別記第1号様式、別紙1～2 第2号様式、別紙1～2 (略)</p> <p>第3号様式～第4号様式 (略)</p> <p>第5号様式、第5号様式 別紙1～10 (略)</p> <p>第6号様式、第6号様式 別紙1～10 (略)</p> <p>第7号様式 (略)</p> <p>第8号様式、第8号様式 別紙1～3 (略)</p>